

うきは市プレミアム付商品券取扱店募集要項

令和元年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、うきは市内における消費を喚起・下支えするために、市内の飲食・小売・サービス等の店舗において利用可能な「プレミアム付商品券」を発行・販売するにあたり、うきは市プレミアム付商品券の取扱店舗を募集します。

1. 発行する商品券の概要

名称	うきは市プレミアム付商品券
事業主体	うきは市
発行総額	1億5千7百万円（内、プレミアム分3千1百40万円）（予定）
発行冊数	3万1千4百冊（予定）
プレミアム率	25%
商品券1冊の構成及び 販売価格	額面5,000円分を4,000円で販売 1冊（500円×10枚）
販売期間	令和元年10月1日～令和2年2月28日
使用可能期間	令和元年10月1日～令和2年2月29日
販売方法	うきは市プレミアム付商品券購入引換券（以下「購入引換券」という。） 提示による販売
販売場所	うきは郵便局
購入対象者	① うきは市に平成31年1月1日に住民票がある 平成31年度住民税非課税者 ※住民税課税者から税法上の扶養を受けている配偶者・扶養親族、 生活保護受給者等を除く ② うきは市に住民票がある3歳半未満の子どもがいる世帯の世帯主 （平成28年4月2日生まれ～令和元年9月30日生まれ）
対象者数	① の該当者：約7,100人 ② の該当者：約600人（対象となる子どもの数）
購入限度	① 商品券5冊（販売額20,000円） ② 商品券5冊（販売額20,000円）×対象の子どもの数

2. 商品券取扱いにあたっての注意事項

(1) 商品券の利用対象とならないもの

- ① 出資や債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

- ③ たばこ事業法における製造たばこの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入れ商品等の購入
- ⑤ 土地、家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わりがあるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、市長が適当でないと思えたもの

（2） その他留意事項

- ① 参加事業所における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とする。
- ② 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
※期間を過ぎた商品券を受け取った場合、換金できないこと。
- ③ 現金との交換はできないこと。
- ④ 釣り銭の支払いはできないため、不足金は現金で受け取ること。
- ⑤ 参加事業所以外では利用不可であること。
- ⑥ 商品券の盗難・紛失、または偽造等に対し、発行者は責務を負わないこと。
- ⑦ 参加事業所において、本商品券を利用対象としない商品を定める場合、予め利用者が認識できるように明示すること。

3. 参加資格

うきは市内に事業所を有し、小売業、飲食業、サービス業等を営業している事業者であること、もしくは、うきは市商工会の会員であること。ただし、次の事業者は除く。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の提供に関する法律第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 2 号に規定する暴力団員）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ⑤ その他、本事業の趣旨に照らして、うきは市が不相当と判断する事業者

4. 取扱店の責務

次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示する。

- ② 商品券は、受取時に問題がないか確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券であると判断できる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかにうきは市うきはブランド推進課商工振興係まで報告する。
- ③ 商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するために裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否する。
- ④ 商品券の交換及び売買は行わない。
※利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金が可能
- ⑤ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難等による損失は取扱店の責務とする。

5. 換金の手続き

(1) 換金の方法

取扱店は、あらかじめ、うきは市から配布されるレターパックを活用し、うきは市が委託する業者に対して、使用済商品券を郵送してください。その際、換金用伝票に必要事項を記入してください。

(2) 換金の期間

令和元年10月1日から概ね1ヶ月に1回とし、最終受付は、令和2年3月4日郵送（消印）までとします。

(3) 取扱店への入金は、使用済券の郵送の日から概ね2ヶ月後とします。

6. 申し込みについて

(1) 申し込み方法

この募集要項に同意の上、「取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、うきは市うきはブランド推進課商工振興係へ郵送（7月31日必着）又は直接提出してください。「取扱店登録申込書兼誓約書」はうきは市ホームページからダウンロードできるほか、うきは市うきはブランド推進課商工振興係でもお渡しできます。

(2) 申込書の提出先

〒839-1401

福岡県うきは市浮羽町朝田582-1

うきは市うきはブランド推進課商工振興係

TEL：0943-76-9095

(3) 申し込み期間

令和元年6月28日から7月31日まで

(4) 申し込み後の審査・承認

申し込みのあった事業者は、うきは市で審査したうえで承認します。

承認された場合、後日ポスター、換金ツール等をお渡しします。

ポスターは、商品券利用期間開始後、店舗の見やすい位置に掲示してください。

※ 掲示期間：令和元年10月1日～令和2年2月29日まで

7. 本件に関する問い合わせ先

●うきは市役所 うきはブランド推進課 商工振興係

〒839-1401

福岡県うきは市浮羽町朝田582-1

TEL：0943-76-9095 FAX：0943-77-5557

MAIL：UC000652@city.ukiha.lg.jp